

## 私立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）交付要綱

昭和56年5月25日

文部大臣裁定

改正	昭和57年5月12日	改正	平成12年4月3日
改正	昭和58年4月11日	改正	平成13年4月2日
改正	昭和60年4月30日	改正	平成21年4月1日
改正	平成5年4月1日	改正	平成23年8月24日
改正	平成6年6月24日	改正	平成26年4月1日
改正	平成7年4月3日	改正	平成27年10月1日
改正	平成8年5月10日	改正	平成28年3月23日
改正	平成10年12月11日	改正	令和3年4月1日
改正	平成11年4月1日		

### （通 則）

第 1 条 私立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）の定めによるもののほかこの要綱の定めるところによる。

### （補助の目的）

第 2 条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）及び同法の趣旨に則り、体育施設を整備し、スポーツの振興に資することを目的とする。

### （補助の対象となる事業等）

第 3 条 学校法人（以下「補助事業者」という。）が行う別記1に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象としてスポーツ庁長官（以下「長官」という。）が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付することとし、補助の実施については、別記2の補助実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

### （申請手続）

第 4 条 この補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1）を実施要領の定めるところに従い、都道府県知事を経由して長官に提出しなければならない。なお、その場合、都道府県知事は補助金交付申請書を審査の上、長官に提出するものとする。

### （交付決定の通知）

第 5 条 長官は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、補助金交付決定

一覧表（様式第2）を都道府県知事に送付するものとし、都道府県知事は、長官から補助事業者に係る交付決定一覧表（様式第2）の送付を受けた後、速やかに補助事業者に対し、補助金交付決定通知書（様式第3）を送付する。

（申請の取下げ）

第 6 条 補助事業者は交付決定の内容、又はこれに付した条件に対し、不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内に交付申請取下げ書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事が補助事業者に係る補助金の交付申請の取り下げを受けた場合には、速やかに長官に報告しなければならない。

（補助事業の遂行）

第 7 条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、契約を締結し、支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ、最小の費用で最大の効果を挙げようよう経費の効率的使用に努めなければならない。

（計画変更の承認）

第 8 条 補助事業者は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ都道府県知事を経由して、計画変更承認申請書（様式第4）及び補助金変更交付申請書（様式第5）を長官に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更の場合については、この限りではない。

(1) 補助金の交付の決定を受けた年度内における工事期間を変更する場合

(2) 当該施設の目的及び計画の遂行に影響を及ぼさず（当該施設を整備しようとする学校を変更する場合を除く。）、かつ第5条により交付された補助金の額に変更を来さない程度の設計変更をする場合

2 第5条の規定は、前項の場合において準用する。この場合における変更交付決定一覧表は様式第6、補助金変更交付決定通知書は様式第7によるものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第 9 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、都道府県知事を経由して長官の承認を受けなければならない。

（事業遅延の報告）

第 10 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに都道府県知事を経由して長官に報告してその指示を受けなければならない。

2 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合において、補助金の交付の決定を受けた年度を越えて期間を延長する必要があるときは、期間延長承認申請書（様式第8）を都道府県知事を経由して長官に提出して、その承認を受けなければならない。

ただし、その承認された期間を当該年度内において更に延長する必要がある場合は、

この限りでない。

(状況報告)

第 11 条 補助事業者は、都道府県知事の要求があった場合には、状況報告書(様式第9)を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は補助事業の完了(廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。)の日から30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第10)を都道府県知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は国の会計年度が終了したときに補助事業が未完了の場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添付し、国の会計年度終了に伴う実績報告書(様式第11)を補助金の交付の決定を受けた翌年度の4月5日までに都道府県知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 13 条 都道府県知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。(様式第12)

2 都道府県知事が補助事業者に係る補助金の額の確定を行った場合には確定報告書(様式第13)を長官に送付する。

3 都道府県知事が補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、都道府県知事はその超える部分の補助金の返還を命ずる。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は未納に係る金額に対してその未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 14 条 長官は第9条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく長官の処分又は指示に違反した場合

(2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に対して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 長官は前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 長官は第1項の(1)から(3)までの理由により交付の決定を取り消し、前項による補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、前条第4項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了した後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産処分の制限)

- 第16条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号及び第5号の規定により処分を制限する取得財産等（以下「処分制限財産」という。）並びに同第14条第1項第2号の規定により処分を制限する期間は、文部科学大臣が別に定める。
- 2 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ長官の承認を得なければならない。
  - 3 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

- 第17条 補助事業者は補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附則 （改正 平成27年10月1日）

この要綱は、平成27年10月1日から実施する。

附則 （改正 平成28年3月23日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則 （改正 令和3年4月1日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記1

「 補 助 対 象 事 業 」

補助対象事業は下表のとおりとする。

補 助 対 象 事 業 名	事 業 細 目	補 助 事 業 者
私立学校施設整備費補助事業 (学校体育諸施設補助)	1. 水泳プール(屋外)新改築 2. 水泳プール上屋新改築 3. 水泳プール耐震補強 4. 中・高等学校武道場新改築	学 校 法 人

「 補 助 実 施 要 領 」

1. 別記1に掲げる各事業細目ごとの補助の実施については別紙実施要項（1～4）及び次項以下の定めるところによる。
2. 補助対象経費  
補助対象経費は、各事業細目ごとの実施要項に定める補助対象経費の合計額とする。
3. 補助金の額  
補助金の額は、各事業細目ごとの実施要項に定める補助金の額の合計額とする。
4. 提出書類の様式等
  - (1) 補助金交付申請書の様式                      様式第1
  - (2) 提出期限    別に通知する
  - (3) 交付申請書に添付すべき書類
    - ア. 施設の配置図及び平面図
    - イ. その他参考となる事項

## 水泳プール（屋外）新改築補助実施要項

### 1. 補助対象事業及び補助率

私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の水泳プール（屋外）の新改築事業

補助率 3分の1

### 2. 補助対象事業の条件

- (1) 敷地が確定しているとともに施設にふさわしい環境にあり、かつ設計が適切であること。
- (2) 予算は既に議決されているか、又は直近の理事会で議決されることが確実なものであること。
- (3) 補助事業は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日までに完了するものであること。

### 3. 補助の対象となる施設

- (1) プール本体及びこれに附属する更衣室、シャワー室、管理室、便所、浄化装置等の施設とする。
- (2) 水泳プールの水面積は400平方メートルを補助限度とする。

### 4. 補助の対象となる経費

#### (1) 工事費

工事費はプール本体及び附属施設並びにこれに附帯する電気、給排水衛生等の工事費とする。

#### (2) 事務費

事務費は工事に直接必要な事務の経費で工事費の100分の1を限度とする。

#### (3) 建築単価

1平方メートル当たりの建築単価は別に定める。

ただし、実施建築単価がこれに満たないときは、実施建築単価を建築単価とする。

この場合において実施建築単価の算出は次の式によることとし、円未満は切捨てとする。

$$[\text{工事費} + \text{事務費}] \div \text{水面積} = \text{実施建築単価}$$

### 5. 補助金の額

補助金の額は次の式により算出することとし、1,000円未満は切捨てとする。

$$\text{補助対象面積} \times \text{建築単価} \times \text{補助率} = \text{補助金の額}$$

## 水泳プール上屋新改築補助実施要項

### 1. 補助対象事業及び補助率

私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の水泳プール上屋の新改築事業  
補助率3分の1

### 2. 補助対象事業の条件

- (1) 水泳プールの利用期間の延長等、効率的利用を図るための水泳プール上屋であること。
- (2) 設計が適切であること。
- (3) 予算は既に議決されているか、又は直近の理事会で議決されることが確実なものであること。
- (4) 補助事業は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日までに完了するものであること。

### 3. 補助の対象となる施設

- (1) 学校の水泳プールに設置する上屋及びこれに附帯する換気扇等の諸設備とし、上屋の主要構造部分は、鉄骨造又はこれと同等以上の耐用年数を有する構造とする。
- (2) 上屋内の面積は600平方メートルを補助限度とする。  
(面積の算定は柱の中心線で測定する。)

### 4. 補助の対象となる経費

- (1) 工事費  
工事費は上屋の基礎、骨組、覆い、壁、造作、建具及び仕上げ並びに施設に固定して設けられた諸設備等の工事費並びにこれに附帯する電気工事費とする。
- (2) 事務費  
事務費は工事に直接必要な事務の経費で工事費の100分の1を限度とする。
- (3) 建築単価  
1平方メートル当たりの建築単価は別に定める。  
ただし、実施建築単価がこれに満たないときは、実施建築単価を建築単価とする。  
この場合において実施建築単価の算出は次の式によることとし、円未満は切捨てとする。

$$[\text{工事費} + \text{事務費}] \div \text{実施面積} = \text{実施建築単価}$$

### 5. 補助金の額

補助金の額は次の式により算出することとし、1,000円未満は切捨てとする。

$$\text{補助対象面積} \times \text{建築単価} \times \text{補助率} = \text{補助金の額}$$



## 水泳プール耐震補強補助実施要項

### 1. 補助対象事業

私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の既設水泳プールの耐震補強事業

### 2. 補助対象事業の条件

- (1) 既設水泳プールの耐震性を補強するための給排水管等の免震処理及び設備機器の固定等を行う事業とする。
- (2) 設計が適切であること。
- (3) 予算は既に議決されているか、又は直近の理事会で議決されることが確実なものであること。
- (4) 補助事業は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日までに完了するものであること。

### 3. 補助の対象となる経費

#### (1) 工事費

工事費は、既設水泳プールの耐震性を補強するための給排水管等の免震処理及び設備機器の固定等を行う工事に要する経費のうち、スポーツ庁長官が認める経費とする。

#### (2) 事務費

事務費は工事に直接必要な事務の経費で工事費の100分の1を限度とする。

### 4. 補助金の額

補助金の額は定額とする（ただし、補助の対象となる経費の3分の1を限度とし、1,000円未満は切捨てとする。）。

## 中・高等学校武道場新改築補助実施要項

### 1. 補助対象事業及び補助率

私立の中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の中学部、高等部の武道場の新改築事業

- (1) 柔・剣道場、空手場、銃剣道場、相撲場、なぎなた場及び  
その他武道場 補助率 3分の1
- (2) 弓道場 定額

### 2. 補助対象事業の条件

- (1) 武道を行うにふさわしい施設として設計されたものであること。
- (2) 敷地が確定しているとともに利用しやすい位置にあること。
- (3) 予算は既に議決されているか、又は直近の理事会で議決されることが確実なものであること。
- (4) 補助事業は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日までに完了するものであること。

### 3. 補助の対象となる施設

- (1) 武道場及びこれに附属する更衣室、便所、器具庫等とする。
- (2) 柔道場、空手場、相撲場及びその他武道場の床面積は250平方メートルを補助限度とする。
- (3) 剣道場、銃剣道場及びなぎなた場の床面積は300平方メートルを補助限度とする。
- (4) 柔剣道場（当該建物で常に柔道と剣道が同時に行われるよう設計された施設をいう。）の床面積は450平方メートルを補助限度とする。

### 4. 補助の対象となる経費

- (1) 柔・剣道場、空手場、銃剣道場、相撲場、なぎなた場及びその他武道場

#### ア. 工事費

工事費は建物の基礎、床、天井、屋根等の骨組、壁、造作、建具、仕上げ及び施設に固定して設けられた諸設備等並びにこれに附帯する電気、給排水衛生等の工事費とする。

#### イ. 事務費

事務費は工事に直接必要な事務の経費で工事費の100分の1を限度とする。

#### ウ. 建築単価

1平方メートル当たりの建築単価は別に定める。

ただし、実施建築単価がこれに満たないときは、実施建築単価を建築単価とする。

この場合において実施建築単価の算出は次の式によることとし、円未満は切捨てとする。

$$[\text{工事費} + \text{事務費}] \div \text{実施床面積} = \text{実施建築単価}$$

- (2) 弓道場

#### ア. 工事費

工事費は建物の基礎、床、天井、屋根等の骨組、壁、造作、建具、仕上げ及び施設に固定して設けられた諸設備等並びにこれに附帯する電気、給排水衛生等の工事費とする。

#### イ. 事務費

事務費は工事に直接必要な事務の経費で工事費の100分の1を限度とする。

### 5. 補助金の額

補助金の額は、各施設ごとに算出して得た金額の合計額とする。

- (1) 柔・剣道場、空手場、銃剣道場、相撲場、なぎなた場及びその他武道場

補助金の額は次の式により算出することとし、1,000円未満は切捨てとする。

補助対象面積×建築単価×補助率＝補助金の額

- (2) 弓道場

補助金の額は定額とする（ただし、補助の対象となる経費の3分の1を限度とし、1,000円未満は切捨てとする。

文 書 番 号  
令和 年 月 日

スポーツ庁長官 殿

学校法人の長 氏 名  
住 所

令和 年度私立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）交付申請書

令和 年度私立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）として、下記金額を交付し  
てくださるよう別紙事業計画書その他関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 金 円

【担当】  
部署：  
担当者：  
電話：  
メール：

内 訳

事 業 細 目	金 額
水泳プール（屋外）新改築	円
水泳プール上屋新改築	
水泳プール耐震補強	
中・高等学校武道場新改築	
合 計	



(参 考)

### 事業計画書作成上の一般的留意事項

1. 事業細目…本要綱別記1に掲げる事業細目により記入すること。
2. 設置者名…学校法人名を記入すること。
3. 施設の名称…学校名及び当該施設の名称を具体的に記入すること。
4. 建築場所…番地まで明確に記入すること。
5. 予算書…該当項目に○を付すとともに、必要事項を記入すること。
6. 契約…該当項目に○を付すとともに、未契約にあっては、契約予定年月日を記入すること。
7. 資金計画…工事に要する経費及びその負担区分を記入すること。  
なお、寄附金にあってはその内容を具体的にその他欄に記入すること。
8. 契約状況…契約済のものは、契約方法欄に一般競争入札、指名競争入札、又は、随意契約等契約の方法を記入し、併せて契約年月日を記入すること。
9. 敷地の状況…該当項目に○を付すとともに、未決定の場合はその理由を略記すること。
10. 継続事業について…継続事業については、その契約形態及び予算の該当項目に○を付すこと。
11. 施設の構造…建物については、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造等の区別を、  
( 材 質 ) 水泳プールについては水槽の構造を鉄筋コンクリートプール、FRPプール、ステンレスプール、鋼板プール、アルミプール等と明記すること。
12. 面積算出の基礎…例えば、水泳プールについては水槽の長さ及び巾を、「○m×○m」と記入すること。変形プール、建物等この欄に記入することが出来ない場合は適宜別紙により求積表等を添付すること。
13. 工事費…工事費設計内容内訳書（工事費内訳書）に基づいて記入すること。
14. 事務費…工事に直接必要な旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等とし、備品費は除外すること。
15. 実施建築単価…各実施要項に示されている計算方式によって計算の上、記入すること。
16. その他の経費…補助の対象と認められていない経費を記入すること。
17. 国庫補助事業分…別途通知する「私立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）内定内訳」に示された面積及び建築単価（以下「内定面積等」という。）を記入すること。ただし、工事内容等の変更により実施面積及び実施建築単価が内定面積等を下回る場合は、その面積及び建築単価とする。
18. その他…必要に応じて参考となる事項を記入すること。

様式第2 (用紙A 4横型)

令和 年度私立学校施設整備費補助金 (学校体育諸施設補助) 交付決定一覧表

(都道府県名)

補助事業者名	施設名	事業細目	施設の 構造	実施面積	補助事業に要する経費			実施建築 単価	補助対象経費			交付申請額	交付決定額
					工事費	事務費	計		面積	単価	事業費		
				m <sup>2</sup>	円	円	円	円	m <sup>2</sup>	円	円	円	円
合計	件												

(注) 補助事業者単位ごとに計を付すること。



私立学校施設整備費補助金  
（学校体育諸施設補助）交付決定通知書

学校法人名

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度私立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により令和 年 月 日付け 第 号をもってスポーツ庁長官から次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

令和 年 月 日

都道府県知事名

1. この補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号 で申請のあった「私立学校施設整備費補助事業（学校体育諸施設補助）」とし、その内容は申請書記載の事業計画のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は別表のとおりである。  
ただし、補助事業の内容の変更により補助事業に要する経費及び補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
3. 補助金の確定額は、各施設ごとに別紙により算出した補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）と補助金の額とのいずれか低い額の合計額とする。
4. 補助事業者は、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び私立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）交付要綱（昭和56年5月25日文部大臣裁定）に従わなければならない。

別表（用紙A4横型）

令和 年度私立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）交付決定内訳

学校法人名

事業細目	施設名	補助事業に 要する経費 円	補助対象経費 円	補助金の額 円	補助金の額の算出基礎	
					(水)面積 m <sup>2</sup>	単価 円
計						

## 補助対象経費の実支出額の算出方法

## 1. 学校水泳プール（屋外）新改築、学校水泳プール上屋新改築、中・高等学校武道場新改築（弓道場を除く）の補助対象経費の実支出額の算出方法

## (1) 補助対象面積及び実施建築単価の算出方法

別表「私立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）交付決定内訳」の補助金額の算出基礎に記載された面積及び単価と実施面積及び実施建築単価とを比較し、いずれか低い面積及び単価を採用する。

なお、実施面積及び実施建築単価の算出方法は、下表のとおりとする。

実施面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水泳プール（屋外）は水面積とする。</li> <li>・水泳プール上屋は上屋内の面積とする（面積の算定は柱の中心線で測定する。）。</li> <li>・中・高等学校武道場（弓道場を除く）は床面積とする。</li> </ul>
実施建築単価	<p>次の式によって算出した額とする。          （工事費＋事務費）÷実施面積＝実施建築単価          ※1円未満は切捨てとする。</p>

## (2) 補助対象経費の実支出額の算出方法

補助対象経費の実支出額については、上記(1)及び次の式によって算出した額とする。

$$\text{補助対象面積} \times \text{実施建築単価} = \text{補助対象経費の実支出額}$$

## 2. 水泳プール耐震補強、中・高等学校武道場新改築（弓道場）の補助対象経費の実支出額の算出方法

補助事業に要した経費のうち、補助対象経費の実支出額とする。

スポーツ庁長官 殿

学校法人の長 氏 名

計 画 変 更 承 認 申 請 書

さきに、国庫補助金の交付決定を受けた下記事業については、別紙のとおり事業の内容を変更したいので承認して下さるよう関係資料を添えて申請します。

記

事業名	令和 年度私立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）	
事業細目	施設名	変更理由

【担当】  
部署：  
担当者：  
電話：  
メール：

（注）別紙として、事業計画書を訂正したものを添付すること。

文 書 番 号  
令和 年 月 日

スポーツ庁長官 殿

学校法人の長 氏 名  
住 所

令和 年度私立学校施設整備費補助金  
(学校体育諸施設補助) 変更交付申請書

さきに交付決定を受けた標記国庫補助金について、下記のとおり変更して交付して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

交付決定済額	金	円
変更交付申請額	金	円

(変更理由)

<b>【担当】</b> 部署： 担当者： 電話： メール：
---

内 訳

事業細目	交付決定済額	変更増△減額	差引変更 交付申請額
水泳プール（屋外）新改築	円	円	円
水泳プール上屋新改築			
水泳プール耐震補強			
中・高等学校武道場新改築			
合 計			

令和 年度私立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）変更交付決定一覧表

都道府県名

補助事業者名	交付決定済額	変更交付申請額	変更交付決定額	備 考											
	円	円	円	変更内訳（増△減額 円）											
施設名	事業細目	施設の構造	実施面積	補助事業に要する経費			実施建築単価	変 更 前				変 更 後			
				工事費	事務費	計		補助対象経費			交 付 決 定 額	補助対象経費			交 付 決 定 額
								面積	単価	事業費		面積	単価	事業費	
			m <sup>2</sup>	円	円	円	円	m <sup>2</sup>	円	円	円	m <sup>2</sup>	円	円	円
合 計	件														

※補助事業者ごとに別葉とすること。

「実施面積」、「補助事業に要する経費」、「実施建築単価」欄において、変更のある場合には変更前の額を（ ）書きにより上段に記入すること。

私立学校施設整備費補助金（学校体育  
諸施設補助）変更交付決定通知書

学校法人名

令和 年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった令和 年度私立学校  
施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）については、補助金等に係る予算の執行の  
適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により令和 年 月  
日付け 第 号の交付決定を令和 年 月 日付け 第 号をもってスポーツ  
庁長官から次のとおり変更して交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通  
知する。

令和 年 月 日

都道府県知事名

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請の  
あった「私立学校施設整備費補助事業」とし、その内容は申請書記載の事業計画のとおりと  
する。
- 2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は別表のとおりである。  
ただし、補助事業の内容の変更により補助事業に要する経費及び補助対象経費が変更され  
た場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
- 3 上記のほか、補助金の額の確定方法及び補助条件等については、令和 年 月 日  
付け 第 号の交付決定通知書記載の第3項から第5項までのとおりとする。



文 書 番 号  
令和 年 月 日

スポーツ庁長官 殿

学校法人の長 氏 名

令和 年度私立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）に係る補助事業の期間延長承認申請書

令和 年度私立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）として交付決定を受けた下記事業について、年度内に事業を完了することができなくなったので、期間の延長を承認してくださるよう申請します。

記

事業細目	施設名	着工(予定) 年 月 日	年 度 末 出来高割合	完了(予定) 年 月 日	事業遅延の理由
			%		（別紙として具体的 に記入する。）

【担当】

部署：

担当者：

電話：

メール：

（注）財務省財務局（部）の繰越承認書の写し及び繰越計算書等（添付書類一式を含む。）の写しを添付すること。

都道府県知事 殿

学校法人の長 氏 名

状 況 報 告 書

このことについて、下記のとおり報告します。

記

〔第3四半期状況報告書〕

事 業 名		令和 年度私立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）		
事業細目	施 設 名	着工（予定） 年 月 日	完成（予定） 年 月 日	第3四半期の出来高 %

- (注) 1. 第3四半期の出来高比率は総工事費に対応する工事の進捗度を金額に換算した  
 百分比とする。  
 2. 未着工の場合は、その理由及び今後の見通しを欄外又は別紙（様式適宜）に記  
 入すること。

都道府県知事 殿

学校法人の長 氏 名

実 績 報 告 書

さきに、国庫補助金の交付決定を受けた下記事業の実績について、別紙関係資料を添えて下記のとおり報告します。

記

事業名	令和 年度私立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）			
事業細目	交付決定額 A	実 績		備 考
		確定額 B	不要額 A-B	
	円	円	円	
計				

(添付書類)

1. 完成した施設の写真  
建物の場合は、外観及び内部のものであること。
2. 配置図及び竣工図（平面図）
3. 契約書の写し、契約工事費内訳書の写し及び工事費算定表（様式第10の別紙2）  
工事費内訳書に補助の対象とならない経費が含まれている場合は、その経費に○印を付すること。

(注) 2及び3（工事費算定表を除く。）については、補助金交付申請書に添付済みで、かつその内容に変更のない場合は省略できるものとする。

別紙 1 (用紙 A 4 縦型)

実 績 報 告 書

事業細目					設置者名				
施設の名称					設置場所				
事業 実 施 内 訳	施設の構造(材質)		面積	面積算出の基礎	国庫補助事業分				
			m <sup>2</sup>		面積A	建築単価B	補助対象経費A×B		
	補 助 す る 業 経 に 費	工 事 費		円	m <sup>2</sup>	円	円		
		事務費(工事費の1/100限度)		円	国庫補助金額	円			
		計		円	概算払額	円			
	実施建築単価		円	国庫補助金の受領年月日	令和 年 月 日				
	その他の経費		円	工事実施期間	自 令和 年 月 日				
合 計		円	至 令和 年 月 日						
補助事業に要した経費の支払年月日及び支払額				工事施工者					
令和 年 月 日 円				住所氏名					
工 事 実 施 内 訳									
工 事 費 内 訳	工事内訳等		工事費等 C		その他の経費 D		差引工事費 C - D		
			円		円		円		
	計								
事 務 費 内 訳									
	計								
合 計									
建 物 ( 附 属 施 設 ) 用 途 別 内 訳	補助の対象となる施設				その他の施設				
	名称	構造	室数	床面積	名称	構造	室数	床面積	
				m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>	
	計	/			計	/			
建 物 設 内 外 の									

(注) 各欄に記入しきれない場合は適宜別紙として記入する。

工 事 費 算 定 表

1 事業の内容

事業細目		併行事業名		設置者名	
施設の名称		補助面積	m <sup>2</sup>	補助単価	円
				補助事業費	円

2 契約の内容

契約年月日	年 月 日	着工年月日	年 月 日	完成年月日	年 月 日
実施面積	m <sup>2</sup>	補助対象工事費	※	円	実施単価
					円

3 対象工事費算出表(区分は契約ごとに分けて記入する)

区 分		主 体	電 気 設 備	給 排 水 設 備	そ の 他 ( )	そ の 他 ( )	計
直接工事費	A						
諸経費(仮設費、現場管理費)	B						
諸 経 費 率 B÷A	C						
その他の諸経費等	D						
設 計 金 額 A+B+D	E						
(消費税含みの契約額)		( )	( )	( )	( )	( )	( )
契 約 金 額	F						
請 負 比 率 F÷E	G						
対象外直接工事費	H	①	②	③	④	⑤	
Bのうち対象外諸経費	H×C						
対象外工事費計	H+D						
請負対象外工事費	J×G						
過 年 度 支 出 額	L						
Kを含む対象外工事費 K×{(F-L)÷F}+L	M						
差引対象工事費 F-M	N						
税込み対象工事費 N×1.05							※

(注) 1円未満の端数については、対象外に係るものについては切り上げ、その他のものについては切捨てとする。

4 対象外工事費算出表

主 体		電 気 設 備		給 排 水 設 備		そ の 他 ( )		そ の 他 ( )	
工 事 名	工 事 費	工 事 名	工 事 費	工 事 名	工 事 費	工 事 名	工 事 費	工 事 名	工 事 費
計 ①		計 ②		計 ③		計 ④		計 ⑤	

都道府県知事 殿

学校法人の長 氏 名

国の会計年度終了に伴う実績報告書

さきに、国庫補助金の交付決定を受けた下記事業については、国の会計年度内に補助事業が完了していませんので、別紙関係資料を添えて下記のとおり報告します。

記

事業名	令和 年度私立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）	
事業細目	交付決定額	未完了の理由
	円	
計		

国の会計年度終了に伴う実績報告書

事業細目				設置者名			
施設の名称				設置場所			
事業 実施 概要	施設の構造（材質）		面積	面積算出の基礎	国庫補助事業分		
			m <sup>2</sup>		面積A	建築単価B	
					m <sup>2</sup>	円	補助対象経費A×B 円
	補 助 す る 業 経 に 費	工 事 費		円	交付決定年月日	令和 年 月 日	
		事務費(工事費の1/100限度)		円	契約年月日	令和 年 月 日	
		計		円	会計年度終了時の 工事出来高	%	
	実施建築単価		円	工事費支払い済額及び割合	円 %		
	その他の経費		円	国庫補助金受領済額 及び割合	円 %		
合 計		円	工事完了予定年月日	令和 年 月 日			
翌 年 度 工 事 計 画 の 概 要							
備 考							



令和 年度私立学校施設整備費補助金  
（学校体育諸施設補助）の額の確定通知書

学校法人名

令和 年度私立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）の額を補助金等に係る  
予算の執行の適正化に関する法律第15条の規定に基づき、下記のとおり確定します。

令和 年 月 日

都道府県知事名 氏 名

記

確 定 額 金 円

文 書 番 号  
令和 年 月 日

スポーツ庁長官 殿

都道府県知事

令和 年度私立学校施設整備費補助金  
（学校体育諸施設補助）に係る額の確定報告書

このことについて、別紙のとおり報告します。

【担当】

部署：

担当者：

電話：

メール：

（都道府県名）

補助事業者名	施設名	事業細目	施設の構造	実施面積	補助事業に要した経費			実施建築単価	国庫補助事業分			交付決定額 C	額の確定		不用額 C-D
					工事費	事務費	計		(水)面積	単価	事業費		年月日	金額D	
				m <sup>2</sup>	円	円	円	円	m <sup>2</sup>	円	円	円		円	円
合計	件														

（注）補助事業者単位ごとに計を付すること。